

総合評価落札方式の手引

よくある質問と回答

(初 版)

令和7年10月

兵庫県土木部契約管理課

目 次

よくある質問と回答.....	3
1 「施工実績」・「工事成績」に関する質問.....	3
2 「専任補助者」に関する質問 【企チャ】【能力】.....	7
3 「技術者の育成」に関する質問【企チャ】【能力】.....	8
4 「調査基準価格未満で契約した場合の追加で配置する専任技術者」に関する質問.....	9
5 「配置技術者の交代」に関する質問.....	9
6 「建設キャリアアップシステムの活用」に関する質問.....	10

改定履歴

令和7年10月 初版 制定

※企業チャレンジ、施工能力、施工計画評価型の各総合評価
落札方式の手引きより分冊

よくある質問と回答

総合評価落札方式（技術提案型を除く）に関する、よくある質問と回答をとりまとめているので、参考としてください。

なお、総合評価落札方式の各方式に限定される質問は以下の表記を質問の最後に記載していません。

- 企業チャレンジ型：【企チャレ】
- 施工能力評価型：【能力】
- 施工計画評価型：【計画】

1 「施工実績」・「工事成績」に関する質問

Q1 会社を転職しましたが、これまでの施工実績、工事成績は評価されますか。
また、前の会社の施工実績、工事成績が分からない場合はどうすればいいのですか。

A1 配置予定技術者が転職した場合であっても、これまでの技術者としての施工実績は評価の対象となります。ただし、以下の提出資料が必要となります。

○評価項目「同種工事の施工実績」

「同種工事の施工実績」で求められている根拠資料以外に、技術者本人であることを証明（氏名、生年月日等がわかるもの）する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- マイナンバーカード等（技術資料作成の手引き5-6参照）
- 技術検定合格証明証等の国家資格取得者証（技術資料作成の手引き5-7参照）
※ 2級技術検定合格証明証など主任技術者として配置できる国家資格取得者証でも可
- 申告する施工実績の工事成績評定結果の通知（技術者氏名、生年月日※がわかる工事成績の確認ができる資料）の写し（技術資料作成の手引き5-3参照）
※ 生年月日が記載されていないものは不可

○評価項目「工事成績」

「工事成績」で求められている根拠資料として提出する工事成績評定結果の通知に生年月日が記載されていない場合に限り、技術者本人であることを証明（氏名、生年月日等がわかるもの）する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- マイナンバーカード等（技術資料作成の手引き5-6参照）
- 技術検定合格証明証等の国家資格取得者証（技術資料作成の手引き5-7参照）
※ 2級技術検定合格証明証など主任技術者として配置できる国家資格取得者証でも可

○転職前の所属企業での工事成績評定通知書の入手方法

転職前の所属企業から工事成績評定通知書の入手が困難な場合は、あらかじめ情報公開請求するほか、窓口における閲覧により、工事成績の確認ができる土木工事成績評定表を入手してください。

窓口において閲覧する場合は、その閲覧内容を提示してください。

○転職前の所属企業での施工実績（技術者実績確認書）の入手方法

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）から、技術者実績確認書の交付を受けてください。技術者実績確認書は、「詳細形式」による交付を受けてください。

Q2 過去に共同企業体として施工した工事は評価対象になりますか。
また、過去に共同企業体において、その他構成員の主任技術者として従事した工事は評価対象になりますか。

A2 過去に共同企業体として施工した工事の施工実績、共同企業体においてその他構成員の主任技術者として従事した施工実績については、通常の工事と同様に評価対象とします。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限ります。

Q3 共同企業体で実施する工事の場合、申告できる企業の施工能力（工事成績、社会貢献点数等）は代表構成員の実績に限られますか。

A3 共同企業体で実施する工事の評価方法については、工事内容に応じて、工事毎に条件を設定するため、入札公告によって確認してください。

主な設定例は、次のとおりです。

評価区分	評価項目	評価方法
企業の施工能力	工事成績	代表構成員が有する工事成績
	社会貢献点数	代表構成員とその他構成員が有する社会貢献点数の平均点※
	地域固有の社会貢献活動	代表構成員またはその他構成員のいずれかの実績※
地域建設業者の育成	地域精通度	代表構成員またはその他構成員のいずれかの本店所在地
減点	減点項目	代表構成員またはその他構成員のいずれかの最も不履行項目数が多い者の項目数

※ 復興JVが入札参加可能な工事の場合、復興JVの企業の施工能力に関する評価区分については、兵庫県復旧・復興建設工事共同企業体取扱要綱（復旧・復興JVの格付け）に準じ、代表構成員の点数および実績で評価します。

Q4 過去の工事において主任（監理）技術者が途中交代した場合についても評価対象になりますか。

A4 「配置予定技術者の技術力」における「工事成績」については、契約工期の全期間従事することを要件としており、途中交代の理由にかかわらず当該工事成績を評価対象とすることはできません。

契約工期の全期間従事とは、工事開始日から引渡し完了日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除きます。ただし、ダム、トンネル等の大規模な工事では、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中で交代した場合であっても、従事した期間が24か月を超える場合に限り加点の対象とします。

なお、「同種工事の施工実績」については、過去の工事において、やむを得ず途中交代した場合であっても評価対象となります。評価対象となる施工実績の有無についてはコリンズや実施工程表等で確認します。

Q4-1 申告する工事成績に全期間従事していますが、専任補助者（現場代理人）から主任（監理）技術者に途中交代した場合について、評価対象になりますか。

A4-1 コリンズにて、評価対象の役職で、全期間従事していることが確認できる場合は、評価対象となります。この場合、技術資料（様式）の「従事役職欄」は、工事成績評定通知書に記載されている役職を記載してください。

Q5 現場代理人の工事成績を申請する際の国家資格の合格を証明する資料の写しについて、合格者証明書を紛失したため、再発行したが、証明書の日付が再発行日であるので、工事成績の工事開始日以降の日付である。評価対象となるか。

A5 合格通知書の写しがありましたら通知書の日付で判断します。（この場合、合格者証明書の提出は不要です）

その他、試験機関の当該年度の合格者の発表に関する記者発表資料（以下サンプル参照）や当該年度の受験の手引きなど合格発表の日付がわかる資料の写しで判断しますので、合格日がわかる資料の写しを再発行された合格者証明書と合わせて提出してください。なお、合格日等がわかる資料が準備できない場合は、合格者証明書の本文の技術検定等の実施年度もしくは年月の最終日（年度表記場合、3月31日）に合格したとして判断します。

令和7年3月5日
国土交通大臣指定試験機関
一般財団法人全国建設研修センター

**令和6年度2級管工事・電気通信工事・造園 施工管理技術検定
「第二次検定」の合格者の発表について**

令和6年11月17日（日）に実施した2級管工事・電気通信工事・造園施工管理技術検定「第一次検定・第二次検定」の合格者が決定し、令和7年3月5日（水）に発表となりましたのでお知らせします。

当該技術検定は、建設業法第27条及び第27条の2の規定に基づいて、国土交通省から試験

Q6 婚姻などの理由により姓が変わったため、過去の工事においての実績や工事成績評定通知書など自己評価申告書の内容を証明する技術資料の氏名が違う場合、別途証明する資料が必要でしょうか。

A6 生年月日の確認と合わせ、婚姻により姓が変わったことがわかる資料の写し（例えば監理技術者証や運転免許証の裏書など）を技術資料に添付してください。

Q7 契約工期内に完成した工事の実績の場合、「工期（完成日）」の欄には、契約工期の末日、完成日どちらを記載すれば良いでしょうか。

A7 入札参加申込期限日以前の日付であればどちらを記載いただいてもかまいません。（入札参加申込期限日以降の工期末日であれば完成日を記載してください）

記載する日付は、根拠資料として添付する資料の日付と一致している必要があります。コリンズの竣工登録確認書を添付する場合は、登録確認書に記載された工期の末日または、現場代理人もしくは配置技術者の従事期間の末日を記載してください。工事契約書等を添付する場合は、工事契約書、工事成績評定通知書に記載されている工期の末日、または工事成績評定通知書に記載されている工事検査年月日の日付を記載してください。

なお、工期の末日が入札参加申込期限日の2週間前から入札参加申込期限日の間の場合、工期（完成日）には、工事成績評定通知書に記載されている工事検査年月日（引渡し日）を記

入してください。工事成績評定通知書に工事検査年月日が記載されていない場合は、別に工事目的物の引渡し日(工事検査年月日)が確認できる資料(工事打合せ簿等で発注者より通知された工事検査日がわかる資料等)の提出が必要です。(工事検査日の資料が添付されていない場合は、工期の末日から14日後に引き渡されたとして判断します。

Q8 保有している工事成績が今回工事の該当工種の対象になるかわかりません。どのように判断すればいいのでしょうか。

A8 保有している工事成績の工事が、兵庫県が発注した工事の場合は、その工事の入札公告等の「入札参加資格」に記載されている工種とします。根拠として工事成績評定結果の通知の写し、または「本件登録工事の入札参加資格区分」がわかる登録内容確認書等(コリンズ)のを根拠資料として提出してください。

兵庫県以外の機関が発注した工事の場合は、コリンズ、工事請負契約書の写し等(根拠資料)によって該当工種に分類されると確認できる場合に限り評価対象とします。

Q8-1 申告する工事成績の該当工種は、入札参加資格工種ということであるが、設計変更により、数量が大きく変わり、設計変更後の工事内容だと、入札参加資格時に設定された工種が変わる場合、設計変更の内容で(入札参加資格として設定されると)想定される工種として申告することは可能か?

A8-1 申告できません。申告する工事成績の該当工種は、入札公告で設定されている工種(兵庫県以外の機関が発注した工事の場合は、コリンズ「本件登録工事の入札参加資格区分」に記載されている工種区分や契約書等根拠資料で確認できる工種)とし、設計変更後の工事内容で想定される工種では判定しません。

Q9 同種工事の施工実績が総合評価の評価項目ではなく、入札参加者の資格で求められているのに、なぜ総合評価の技術資料(様式)の記載が必要なのでしょう。入札参加者資格審査の資料として提出するだけで良いのではないのでしょうか?

また専任補助者の場合は、技術資料(様式)への記載だけでなく、技術資料(根拠資料)の提出がなぜ必要なのでしょう。

A9 技術審査等により、落札候補者が決まった後、入札参加者資格審査が行われます。入札参加者資格審査で、資格が無いと判断された場合、再度技術審査を行い、落札候補者を決めなおす必要が生じます。このことで、落札者決定までの期間の長期化が懸念されるため、技術資料へ参考として記載していただき、技術審査の段階で技術資料の記載内容のみ確認することとしています。

一方、専任補助者については、専任補助者制度は、総合評価落札方式の制度ですので、専任補助者の入札参加資格の有無については技術審査で確認する必要があります。よって専任補助者の場合、技術資料(様式)への記載は参考扱いではありません。また技術資料(根拠資料)の提出が必要となります。

2 「専任補助者」に関する質問 【企業】【能力】

Q 1 専任補助者となる現場代理人は主任技術者を兼務できるのでしょうか。

また、若手技術者（主任技術者）、専任補助者（現場代理人）を配置し、さらに専任補助者（現場代理人）が主任技術者を追加で兼務（主任技術者を2名配置）とすることは可能でしょうか。

A 1 専任補助者は主任技術者又は監理技術者を指導・助言する役割で配置されるものであり、配置予定の若手技術者又は女性技術者全員が主任（監理）技術者として配置されなければ、専任補助者制度は活用できません。

また、「監理技術者制度運用マニュアル」において、主任（監理）技術者の配置は、原則として1名が望ましいとされており、主任（監理）技術者の2名配置は原則認められません。ただし、共同企業体などで複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、代表する主任（監理）技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にした上で、発注者の了承が必要になります。

なお、主任（監理）技術者を2名配置した場合、次回以降の入札における工事成績等の施工実績は、代表する主任（監理）技術者のみが対象となります。ただし、共同企業体により施工した工事の場合は、当該構成員の出資比率が20%以上の場合は評価の対象となります。

Q 2 雇用期間3ヶ月未満の技術者は専任補助者になることができるのでしょうか。

A 2 専任補助者は、配置予定技術者及び現場代理人に求めるすべての入札参加資格要件を満たす必要があります。

このため、雇用期間3ヶ月未満の技術者は、専任補助者として配置することはできません。

Q 3 専任補助者を配置する場合も、配置予定技術者は入札参加資格の資格要件を満たす必要がありますか。

A 3 専任補助者を配置する場合、専任補助者、配置予定技術者ともに入札参加資格の資格要件を満たすことが必要です。

ただし、入札参加資格要件が求める施工経験については、配置予定技術者に代えて専任補助者が施工実績を有していればよい。

Q 4 専任補助者を配置する場合、配置予定技術者を他工事と兼任することは可能でしょうか。

A 4 専任補助者を配置する場合は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける（以下、「専任特例2号」という。）監理技術者および監理技術者補佐は配置できません。

ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける（以下、「専任特例1号」という。）監理技術者及び建設業法第26条の5の規定による営業所技術者等と兼任する監理（主任）技術者は配置することはできます。なお、専任特例1号の監理技術者及び営業所技術者等と兼任する監理（主任）技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルに定められた配置要件をすべて満たす必要があります、監督員の確認を受ける必要があります。

Q5 配置する技術者はすべて若手・女性技術者ですが、実際に配置する技術者によって専任補助者組合せと専任補助者を配置しない（配置技術者と現場代理人を兼務）ことを想定し専任補助者ありとして申告することは可能でしょうか。

A5 専任補助者を配置すると申告した場合、必ず専任補助者を配置する必要があります。また、同一人物を配置予定技術者と専任補助者両方に記載することはできません。

配置予定技術者	専任補助者 (現場代理人)	解説
 若手Aさん	 若手Aさん	○Aさんを配置予定技術者とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんを専任補助者として配置する記載はできない。 ・ Cさんを専任補助者として必ず配置する必要がある。 ○Bさんを配置予定技術者とする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんを専任補助者として配置する場合、Aさんを配置予定技術者として記載できない。 ・ Cさんを専任補助者として必ず配置する必要がある。
配置予定技術者と専任補助者両方に記載不可		
 女性Bさん	 ベテランCさん	

3 「技術者の育成」に関する質問【企チャ】【能力】

Q1 女性技術者を配置し加点を申告する場合、性別の確認資料として、マイナンバーカードや旧健康保険証等の写しの提出を行う必要がありますが、令和8年度以降発行されるマイナンバーカードには性別の記載がなくなります。健康保険証が発行されていない新規雇用の技術者で、性別を証明する公的な書類が無い場合どのような書類を提出すればいいでしょうか？

A1 氏名、生年月日、性別が記載された公的証明書（住民票記載事項証明書やパスポートなど）の提出をお願いします。なお、氏名、生年月日、性別以外の記載事項（住所など）は、黒で塗りつぶすなどマスキングし提出願います。なお発行年月日は問いません。

Q2 技術検定の合格証明書等を紛失したため、再交付しましたが、交付日の日付が再交付された日になりました。この場合の国家資格取得年度は再交付日の年度として記載してもいいでしょうか。

A2 国家資格取得の取得年度は、交付日ではなく、合格証明書等の文中の合格年度を記載してください。

Q3 国家資格の合格通知書は届きましたが、合格証明書がまだ届きません。合格証明書ではなく合格通知書を添付することで国家資格取得の証明書となりますか。

A3 合格通知書でも国家資格取得の証明書となります。ただし一級建築士は合格通知書では証明書になりません。

Q4 CPDS学習履歴証明書に「資格名称」「資格番号」の記載がありますが、CPDS学習履歴証明書が専任補助者の入札参加資格の確認資料（建設業法第26条の規定による技術者）の証明書となりますか。

A4 CPDSの登録時に、国家資格の証明証等の確認手続きが行われていない(自己申告)ため、証明書となりません。技術資料作成の手引き5-9-3 専任補助者が配置技術者に対するすべての参加資格が確認できる資料 に記載の資料を提出してください。

4 「調査基準価格未満で契約した場合の追加で配置する専任技術者」に関する質問

Q1 低入札価格（調査基準価格未満の価格）で契約した場合、専任で配置すべき主任（監理）技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置する必要があります。

追加して配置する技術者は、入札時に総合評価の技術資料で申告する、配置予定技術者の技術力における、「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「継続学習（CPD）の取組状況」の得点も同等以上である必要があるのでしょうか。

A1 追加の技術者が満たすべき同等の要件とは、入札公告において入札参加資格要件として配置予定技術者に求める要件（施工経験を除く）のみになります。そのため、「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「継続学習（CPD）の取組状況」の得点が同等以上である必要はありません。

5 「配置技術者の交代」に関する質問

Q1 配置技術者がやむを得ず途中交代する場合、交代で配置する技術者の要件は、入札公告および総合評価に関する要件を満たす必要がありますか？

A1 配置技術者がやむを得ず途中交代する場合は、交代で配置する技術者は入札参加資格要件として配置予定技術者に求める要件（施工経験を含む）に加え、総合評価の評価項目「配置予定技術者の技術力」（「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「継続学習（CPD）の取組状況」の合計）の得点も同等以上である必要がある（入札時、その得点で技術評価点を算定しているため）ので注意が必要です。

また、総合評価の評価項目「技術者の育成」の得点も同等以上である必要があります。（入札時、その得点で技術評価点を算定しているため）

上述の得点が同等以上となるの技術者を交代で配置できない場合、技術資料の記載内容の履行義務の担保がされていないこととなるため、実施要領（技術資料の記載内容の担保）の規定に基づき、理由が（受注者の都合など）受注者の責による交代の場合は、ペナルティの対象となる可能性があります。

6 「建設キャリアアップシステムの活用」に関する質問

Q1 「CCUSホームページへログイン後の事業者メニューで表示される「管理者ID利用料明細」が書かれた画面の写し」は、WEBブラウザ (Edge、Googlechrome等) から印刷したもので問題ありませんか。また、「Excel出力」でも問題ありませんか。

A1 WEBブラウザから印刷されたものであれば問題ありません。

「Excel出力」は編集が可能なため確認資料として認められません。(以下の出力は認められません)

EXCEL 出力

管理者ID利用料明細

事業者ID : 39809523422822 事業者名 : 基金建設(株) 作成日: 2019/06/10

単位: 円(税込)

利用者立場	操作権限	管理者ID	利用者名	利用者電話番号	利用者メールアドレス	状況	取得年月日	有効期限	継続	6月	7月	8月
事業者責任者	事業者責任者権	90507422460622	技術 新	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	する	0	0	0
第一階層管理者	第二階層管理者	50948147238822	管理 光	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第二階層管理者	第二階層管理者	12169773509022	安全 守	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第二階層管理者	第二階層管理者	30678784013822	工程 健一	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第三階層管理者	第三階層管理者	10373403434022	情報 広和	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第三階層管理者	第三階層管理者	15138309325022	効率 良雄	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第三階層管理者	第三階層管理者	09626664828382	生産 勇	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第三階層管理者	第三階層管理者	39408069088422	運筋 美子	*****	*****	利用中	2019/04/01	2020/03/31	しない	0	0	0
第一階層管理者	事業者責任者権限		* * *	*****	*****	削除	2019/03/01			0	0	0
事業者計										0	0	0

2 / 2 ページ

※建設キャリアアップシステム現場運用マニュアルより転用